

森林環境保全整備事業として実施した森林作業道整備が補助対象外

1件 不当金額(支出) 223万円

1 補助事業の概要

菊池森林組合は、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るなどのために森林環境保全整備事業(整備事業)として森林作業道整備(作業道整備)を実施した。

実施要領等によれば、整備事業の対象となる森林施業及び作業道整備は、森林所有者等が市町村の長等の認定を受けた森林経営計画に基づくなどして行うこととされており、このうち、作業道整備は、下刈り、間伐等のうちいずれかの森林施業と一体的に実施することとされている(作業道整備と一体的に実施する下刈り、間伐等の森林施業を「一体的森林施業」)。そして、事業主体が作業道整備を森林経営計画に基づいて行う場合、一体的森林施業を当該計画の期間内に実施しなければならないことになっている。

2 検査の結果

組合は、計画期間を平成26年1月1日から30年12月31日までとする菊池市長の認定を受けた森林経営計画に基づいて、27年度に、250.0mの作業道整備を事業費744万円で実施したとして、28年度に、熊本県に整備事業の補助金の交付申請書を提出して、国庫補助金223万円の交付を受けていた。

しかし、組合は、森林経営計画等において一体的森林施業について記載しておらず、その後、森林経営計画の期間内に一体的森林施業を実施していなかった。

したがって、本件事業は、補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金223万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費	左に対する 国庫補助金等 交付額	不当と認める 事業費	不当と認める 国庫補助金等 相当額
林野庁	熊本県 菊池森林組合 (事業主体)	森林環境保 全整備	平成 28	円 744万	円 223万	円 744万	円 223万